

株式会社シャノン

証券コード：3976

第17期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成30年1月30日（火曜日）
午前10時00分
※受付開始は、午前9時30分を予定しております。

開催
場所

東京都港区芝五丁目29番14号
田町日工ビル
TKP田町カンファレンスセンター

決議
事項

第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

目次	定時株主総会招集ご通知……	1
	株主総会参考書類……	2
	事業報告……	8
	連結計算書類……	29
	計算書類……	32
	監査報告書……	35



証券コード 3976
平成30年1月12日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目13番16号
株式会社 シャノン
代表取締役社長 中 村 健一郎

第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年1月29日（月曜日）午後7時00分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年1月30日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 東京都港区芝五丁目29番14号 田町日エビル
TKP田町カンファレンスセンター
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎下記の事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shanon.co.jp/ir/>）に掲載することにより提供させていただきます。
（1）連結計算書類の連結注記表、（2）計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. <small>なかむら</small> 中村 <small>けんいちろう</small> 健一郎	再任	所有する当社の株式数
	(昭和52年6月25日生)	335,000株
【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】		
平成12年8月	大学4年時に有限会社シャノン設立、代表取締役社長就任（現任）	
平成14年4月	株式会社へと組織を変更	
平成29年5月	NPO法人アップエクスチェンジコンソーシアム監事就任（現任）	
平成29年8月	一般社団法人シーコンソーシアム理事長就任（現任）	
【取締役候補者とした理由】		
中村健一郎氏は、平成12年に当社を創業して以来17年にわたり当社グループの経営を指揮し、セミナー・イベント申込み受付管理ASPサービスのリリース、統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』のリリースなどを通じて、当社グループを成長させてきました。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。		

2. ながしま 永島 きいちろう 毅一郎

再任

所有する当社の株式数

(昭和53年6月15日生)

157,500株

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

平成13年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成14年3月 株式会社シャノン入社
平成14年6月 取締役就任
平成16年2月 取締役副社長就任（現任）
平成28年1月 宮崎支社長就任

【取締役候補者とした理由】

永島毅一郎氏は、平成14年に入社後、採用・教育、従業員エンゲージメント強化のための活動、サービス品質向上のための生産管理やクレーム委員会の運営等を行い、主に教育とサービスの観点から当社グループの成長を担ってきました。当社グループの継続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

3. ひがしの 東野 まこと 誠

再任

所有する当社の株式数

(昭和53年5月19日生)

25,000株

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

平成13年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成14年3月 株式会社ロペ入社
平成15年8月 株式会社マークアイ入社
平成16年1月 株式会社シャノン入社、営業部長就任
平成18年7月 取締役就任
平成27年5月 マーケティングソリューションセールス部長就任
平成28年3月 取締役 事業担当就任（現任）
平成28年11月 マーケティングアドバイザー一部長就任（現任）

【取締役候補者とした理由】

東野誠氏は、当社に入社以来、営業部門の統括を経て、当社初のクラウド製品「スマートセミナー」の事業化、「シャノンマーケティングプラットフォーム」のリニューアル、マーケティングオートメーション市場への参入などの事業推進を担ってまいりました。また、自社マーケティング部門、サポート部門の新設や、「シャノンコネクト」の企画実行、「シャノンオフィシャルパートナー制度」の刷新等、新たな取り組みも推進してまいりました。当社グループの継続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

4. 堀 讓治	再任	所有する当社の株式数
	(昭和48年9月15日生)	33,800株
【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】		
平成10年4月 日本オラクル株式会社入社 平成17年10月 株式会社シャノン入社、技術統括本部長就任 平成18年7月 取締役就任 平成28年3月 取締役 技術担当就任（現任）		
【取締役候補者とした理由】		
堀讓治氏は、最高技術責任者として「シャノンマーケティングプラットフォーム」のクラウド化を促進する等、製品企画・開発部門に永く従事し、インターネット及びマーケティングテクノロジー全般における豊富な経験と幅広い見識に基づいた製品開発を行ってきました。当社グループの継続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者として選任を願っています。		
5. 友清 学	再任	所有する当社の株式数
	(昭和53年5月4日生)	6,000株
【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】		
平成15年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成21年7月 公認会計士登録 平成24年11月 株式会社シャノン入社、業務企画室長就任 平成25年8月 常勤監査役就任 平成27年5月 取締役就任、経営管理本部長就任（現任） 平成28年3月 取締役 経営管理担当（現任）		
【取締役候補者とした理由】		
友清学氏は、公認会計士としての財務及び会計、内部統制に関する豊富な経験や知見をもとに、株式上場に向けて管理部門を再構築し、上場準備を主導しました。今後も当社グループにおいて財務及び会計の観点での企業価値向上に努めるとともに、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の運営を通じて、コーポレートガバナンスの強化を進めています。当社グループの継続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者として選任を願っています。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の担当につきましては、上記の【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】に記載のもののほか、本総会招集ご通知20頁に記載のとおりです。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役太田諭哉氏及び塩瀬篤範氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1. 梶 智家至	新任	所有する当社の株式数
	(昭和55年10月6日生)	一株
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】		
平成16年4月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	
平成19年8月	公認会計士登録	
平成24年7月	税理士登録	
平成24年8月	梶会計事務所設立	
平成25年9月	Meguro Growth Consulting Partners株式会社（現グランサーズ株式会社） 設立、代表取締役就任（現任）	
平成27年5月	税理士法人グランサーズ設立、代表社員就任（現任）	
【監査役候補者とした理由】		
梶智家至氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に関する専門知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。		
2. 浅川 有三	新任	所有する当社の株式数
	(昭和54年1月14日生)	一株
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】		
平成13年4月	有限会社アンフィニ設立、取締役就任	
平成23年9月	弁護士登録	
平成23年12月	小出剛司法律事務所入所	
平成27年1月	浅川総合法律事務所（現浅川倉方法律事務所）設立、代表弁護士就任（現任）	
【監査役候補者とした理由】		
浅川有三氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 箕智家至氏及び浅川有三氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 箕智家至氏及び浅川有三氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
4. 箕智家至氏及び浅川有三氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成29年6月30日現在)

名称	PwCあらた有限責任監査法人														
主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング (平成29年10月1日現在)														
沿革	平成18年6月 あらた監査法人設立（メンバーファームとしてPwCネットワークに加盟） 平成18年8月 名古屋事務所開設 平成18年9月 大阪事務所開設 平成27年7月 法人名称を「PwCあらた監査法人」へ変更 平成28年7月 「有限責任監査法人」へ移行し、名称を「PwCあらた有限責任監査法人」とする 平成28年10月 福岡事務所開設														
被監査会社数	1,128社														
人員数	<table> <tr> <td>構成人員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社員</td> <td>130名</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>886名</td> </tr> <tr> <td>会計士補・全科目合格者</td> <td>507名</td> </tr> <tr> <td>USCPA・その他専門職員</td> <td>826名</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>509名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,858名</td> </tr> </table>	構成人員		社員	130名	公認会計士	886名	会計士補・全科目合格者	507名	USCPA・その他専門職員	826名	事務職員	509名	合計	2,858名
構成人員															
社員	130名														
公認会計士	886名														
会計士補・全科目合格者	507名														
USCPA・その他専門職員	826名														
事務職員	509名														
合計	2,858名														

(注) 監査役会がPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人评价及び選定基準に照らし、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を備えており、職務遂行能力等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成28年11月1日から
平成29年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属するインターネット市場では、インターネット経由でアプリケーションやプラットフォームを提供するクラウドサービスの利用が引き続き拡大傾向にあります。総務省の平成28年「通信利用動向調査」によると、平成28年度末におけるクラウドサービスを利用している企業の割合は46.9%（前年44.6%）に拡大しております。同調査によると資本金10億円以上の企業における利用率は72.4%（前年76.7%）となり、利用率の拡大は落ち着きつつあるようですが、一方で、資本金1億円以上10億円未満の企業における利用率は59.5%（前年53.5%）と拡大しており、クラウドサービス利用の裾野が広がりを見せております。また、平成29年1月には株式会社アイ・ティ・アールが発行する市場調査レポート「ITRMarketView：マーケティング管理市場2013～2017」ベンダー別売上金額シェア2010年度～2016年度（予測値）において、当社グループが属する統合型マーケティング支援市場の2015年度の売上金額は67億円、前年度比55.8%増と大幅な増加となりました。統合型マーケティング支援への注目が近年急速に高まっている中、参入ベンダーの増加も相まって市場は急速な伸びを示しております。2016年度も同様の傾向が続き、前年度比59.7%増と引き続き高い伸びが見込まれます。その中で、当社の統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』が、統合型マーケティング支援市場におけるベンダー別売上金額シェアで7年連続1位を獲得しております。

他方、ビッグデータの利活用が進む中、「改正個人情報保護法」の全面施行（2017年5月）もあり、個人情報の取り扱いに関する一般世間の関心や懸念も高まっており、個人情報を取り扱う企業においても、その取り扱いや情報セキュリティ等の取り組みに対する重要性が増してきております。

当社グループは、このような状況の中、シェアを維持して、拡大する市場とともに成長していくべく、当連結会計年度においても大企業を中心に営業活動を積極的に展開するとともに、販路拡大のための販売パートナー戦略の推進を強化するべく、専門組織の立ち上げ準備も進めてまいりました。また、今後も競合企業に対する製品の優位性を維持していくととも

に、顧客企業様に安心してご利用いただくために、『シャノンマーケティングプラットフォーム』の機能強化に努めるとともに、マーケティングオートメーションとしての当社の優位性を生かすべく他社ツールとの連携サービス強化とそのPRにも引き続き注力してまいりました。

その一方で、採用環境、特に中途採用については厳しい状況が続いており、当社グループの採用活動においても、営業等の一部職種における採用遅延等が当連結会計年度の業績にも影響を与えました。また、マーケティングオートメーションサービスにおいて、受注時期が遅れた影響で期中に納品ができず、売上計上が翌期にずれ込んでしまった案件も発生していることや、全体的な受注進捗遅れの影響もあり納品活動が特定の時期に集中した影響で、想定よりも仕入や外注利用が多くなったこと、今後の成長に向けた営業体制の拡充や上場関連（株式公開、株式交付に関する費用を含む）等の費用の発生も当連結会計年度の業績に影響を与えております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は1,586,714千円（前年同期比3.4%増）、営業損失は48,847千円（前年同期の営業利益46,410千円）、経常損失は62,474千円（前年同期の経常利益42,648千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は326,022千円（前年同期の親会社株主に帰属する当期純利益36,832千円）となりました。

当社グループはマーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連についての記載はしておりません。サービス別の売上高の概況は以下のとおりです。

① マーケティングオートメーション

当サービスにおいては、一部の販売パートナーとの販売戦略等の協議や連携ソリューション開発、連携機能のリリースに時間を要したこともあり、販売パートナー施策の展開が遅れ、関連する売上が想定通りには積み上げられなかったこと、営業人員の中途採用進捗の遅れやそれに伴う教育研修計画の遅れ等により営業戦力が不足したこと、さらには一部の案件では想定よりも受注時期が遅れた影響で期中に納品ができず、売上計上が翌期にずれ込んでしまったものもあり、新規案件の受注・売上ともに伸び悩む結果となりました。

しかしながら、当連結会計年度において、新規獲得したサブスクリプション（月額定額）売上は前年同期比で約2.1倍となっており、競合企業の台頭もあり苦戦を強いられていた前連結会計年度までの状況を脱しつつあります。また、解約の影響額については前年同期に対してほぼ横ばいで推移しております。その結果サブスクリプション売上は前連結会計年度よりも増加（前年同期比5.1%増）しております。一方で、プロフェッショナルサービス売上については、営業活動が相対的にはサブスクリプション売上の獲得を重視したこともあり、前連結会計年度よりも減少（前年同期比4.9%減）しております。

以上の結果、当連結会計年度における契約アカウント数は、337アカウント（前期末比12.0%増）、当連結会計年度における売上高は1,109,298千円（前年同期比0.6%増）となりました。

② イベントマーケティング

当サービスにおいては、前連結会計年度のレポート案件の受注に加え、新規案件の受注も堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は477,415千円（前年同期比10.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は200,397千円で、主なものは自社利用ソフトウェアの開発であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成29年1月27日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により207,000千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）により31,050千円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第14期 (平成26年10月期)	第15期 (平成27年10月期)	第16期 (平成28年10月期)	第17期 (平成29年10月期) (当連結会計年度)
売上高 (千円)		—	—	1,534,160	1,586,714
経常利益または 経常損失 (△) (千円)		—	—	42,648	△62,474
親会社株主に帰属する 当期純利益または当期 純損失 (△) (千円)		—	—	36,832	△326,022
1株当たり当期純利益金額 または当期純損失金額 (△) (円)		—	—	35.84	△244.04
総資産 (千円)		—	—	1,043,105	1,025,913
純資産 (千円)		—	—	443,719	357,266
1株当たり純資産額 (円)		—	—	367.82	259.11

- (注) 1. 当社は、第16期より連結計算書類を作成しております。
2. 平成26年5月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を5月31日から10月31日に変更しました。したがって、第14期は平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となっております。
3. 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分 \ 期別	第14期 (平成26年10月期)	第15期 (平成27年10月期)	第16期 (平成28年10月期)	第17期 (平成29年10月期) (当事業年度)
売上高 (千円)	1,814,690	1,411,473	1,534,160	1,586,714
経常利益または 経常損失 (△) (千円)	△ 40,764	36,225	45,596	△64,885
当期純利益または 当期純損失 (△) (千円)	△ 49,125	30,434	39,780	△360,704
1株当たり当期純利益金額 または当期純損失金額 (△) (円)	△ 49.37	30.47	38.71	△270.00
総資産 (千円)	805,695	897,035	1,076,715	1,019,977
純資産 (千円)	236,311	266,745	477,476	354,539
1株当たり純資産額 (円)	236.58	267.05	395.80	257.14

- (注) 1. 平成26年5月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を5月31日から10月31日に変更しました。したがって、第14期は平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となっております。
2. 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが認識している対処すべき課題は、次のとおりです。

① 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社グループの事業拡大に伴い人員拡充とさらなる社員の能力の向上が必要であると考えております。当社グループでは即戦力の人材確保を目的とした中途採用と、将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。また、人材育成・開発を重要課題と位置づけ、新入社員、管理職対象等の階層別研修の実施、外部研修の受講支援、専門資格の取得推奨、コンサルティング力・技術力習得・向上に特化した勉強会の実施等を推進してまいります。

② 製品開発投資の促進

当社グループは国内マーケティングオートメーション製品市場において、市場創造と拡大に貢献してまいりました。しかしながら、外資系競合会社が近年日本市場へ参入し、競争が一段と激化してきております。また、多様化するデバイスや増加するマーケティング手法により、マーケティングが今後より複雑化していくものと予測しております。こうした状況の中で、当社グループは今後の成長性を確保し、競争優位性を高めるため、主力製品『シャノンマーケティングプラットフォーム』の高機能化・新機能化を実現すべくさらなる製品開発投資を推進してまいります。

③ 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループは、競合企業である米国のグローバル企業と比較して、認知度が不足していると認識しております。今後、さらなるシェア拡大を図るためには、なお一層の自社ブランドの確立、認知度の向上が必要であると考えます。当社グループはデジタルマーケティング、イベントマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。なお、株式上場による、社会的認知度の向上も意図しております。

④ 既存事業の収益拡大

マーケティングプラットフォーム事業の安定収益基盤となっている当社製品『シャノンマーケティングプラットフォーム』のサブスクリプション収入の拡大については、価格に見合った満足度の高いサービスを提供し新規利用顧客の拡大に取り組んでまいります。他

方、既存顧客に対しては付加価値サービス機能の利用提案、有償保守サービスの強化等を通じサブスクリプション収入の増加を図ってまいります。

またマーケティングオートメーション機能の継続的な改善、ヘルプデスク等による製品のテクニカルサポート対応の充実化等を通じ顧客満足度を維持・向上させ利用契約の更新率の向上を図ってまいります。このような取り組みによりマーケティングプラットフォーム事業の生産効率及び利益率の向上に努めてまいります。

⑤ 当社及び当社が属する業界の健全な発展

『シャノンマーケティングプラットフォーム』のWebアクセストラッキング機能を利用した場合に、顧客企業の見込客が顧客企業のWebサイトのどのページを閲覧しているのかといったWeb閲覧履歴情報を当該見込客の個人情報と紐付けることにより、顧客企業のWebページ内での見込客の行動分析が可能となることについて、顧客企業がサイト訪問者の適切な理解を促していくことは、当社や当社が属する業界が健全に発展していくための重要な要素となるため、Webアクセストラッキング機能を提供する企業として、当社は顧客企業に適切な対応を促してまいります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社である想能信息科技（上海）有限公司の2社で構成されており、「マーケティングプラットフォーム事業」の開発から販売、サポート業務等の付随業務をしております。また「マーケティングプラットフォーム事業」は「マーケティングオートメーション」と「イベントマーケティング」の2つのサービスから構成されております。

① マーケティングオートメーション

当サービスは、主にBtoB企業に対して『シャノンマーケティングプラットフォーム』のクラウドでの提供を軸に、顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供しております。

当サービスの中心となる『シャノンマーケティングプラットフォーム』は、クラウド上で豊富な業務支援機能を搭載しており、オンライン・オフライン問わず多岐にわたるマーケティング施策の運用効率化から、マーケティングデータの取得管理・活用、マーケティ

ングの見える化までワンストップで実現します。

② イベントマーケティング

当サービスでは、多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショーにおいて、『シャノンマーケティングプラットフォーム』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、iPadでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。

当サービスの対象顧客は、展示会主催者、来場者が千人規模のプライベートショーを主催する企業、プライベートショー・イベント・展示会のプロデュースを行う広告代理店になります。

(7) 主要な営業所の状況

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
関西オフィス	大阪府大阪市北区
宮崎支社	宮崎県宮崎市

② 子会社

名 称	所 在 地
想能信息科技（上海）有限公司	中華人民共和国上海市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数（名）
マーケティングプラットフォーム事業	143 (20)
合計	143 (20)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

② 当社の状況

従業員数（名）	前期末比	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
138（20）	21名増	35.5	3.3

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を（ ）内にて外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
想能信息科技有限公司（上海）有限公司	20,000千円	100%	当社グループのソフトウェア開発

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	350,143
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,857
株式会社三井住友銀行	35,857

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成29年1月27日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,800,000株

(2) 発行済株式の総数 1,378,850株

(注) 1. 平成29年1月26日を振込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が150,000株増加しております。

2. 平成29年3月3日を振込期日とする第三者割当（オーバーアロットメント）による新株式の発行により、発行済株式の総数が22,500株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 1,735名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
中 村 健一郎	335,000	24.30
永 島 毅一郎	157,500	11.42
ジェイ・エス・ピー・エフ3号投資事業有限責任組合	150,000	10.88
堀 讓 治	33,800	2.45
岡 部 由 枝	33,400	2.42
東 野 誠	25,000	1.81
日本証券金融株式会社	20,700	1.50
角 田 淳	15,000	1.09
中 桐 基 雄	14,800	1.07
楽天証券株式会社	14,300	1.04

(注) 上記上位10名の株主の持株数は平成29年10月31日現在の株主名簿上の持株数であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名 称	第6回新株予約権	第10回新株予約権
新株予約権の数	20個	30個
保有人数 当社取締役（社外取締役除く）	2名	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式1,000株	当社普通株式1,500株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個あたり30,000円 (1株あたり600円)	新株予約権 1個あたり35,000円 (1株あたり700円)
新株予約権の行使期間	平成22年7月18日～ 平成30年7月16日	平成25年7月22日～ 平成32年8月24日
新株予約権の主な行使条件	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>

(注) 社外取締役及び監査役は保有していません。

名 称	第11回新株予約権	第15回新株予約権
新株予約権の数	20個	150個
保有人数 当社取締役（社外取締役除く）	1名	3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式1,000株	当社普通株式7,500株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個あたり38,000円 （1 株あたり760円）	新株予約権 1 個あたり51,000円 （1 株あたり1,020円）
新株予約権の行使期間	平成26年 8月11日～ 平成33年 8月23日	平成30年 9月15日～ 平成36年 1月26日
新株予約権の主な行使条件	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有している場合に限る。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>

(注) 社外取締役及び監査役は保有しておりません。

- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成29年10月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中 村 健一郎	代表取締役社長	NPO法人アップエクスチェンジコンソーシアム監事 一般社団法人シーコンソーシアム理事長
永 島 毅一郎	取締役副社長	
東 野 誠	取締役	事業担当 マーケティングソリューションセールス部長 マーケティングアドバイザリー部長
堀 讓 治	取締役	技術担当
友 清 学	取締役	経営管理担当 経営管理本部長
徳 永 康 雄	取締役	WMP株式会社取締役 WMパートナーズ株式会社取締役社長
中 里 雅 光	常勤監査役	
太 田 諭 哉	監査役	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー代表取締役 税理士法人スパイラル代表社員 ナレッジスイート株式会社監査役 株式会社ジーンズ監査役
塩 瀬 篤 範	監査役	東京総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役徳永康雄は、社外取締役であります。
2. 監査役中里雅光、太田諭哉及び塩瀬篤範は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役徳永康雄、監査役中里雅光、太田諭哉及び塩瀬篤範を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役中里雅光は、約30年間にわたり金融機関にて勤務をしており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。太田諭哉は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、塩瀬篤範は弁護士の資格を有しており、企業法務を始め法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 辞任した役員に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約に関する事項

取締役徳永康雄、監査役太田諭哉及び塩瀬篤範と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	5名（一名）	57,720千円（一千円）
監査役（うち社外監査役）	3名（3名）	6,940千円（6,940千円）
合計	8名（3名）	64,660千円（6,940千円）

- (注) 1. 平成27年1月27日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 平成27年1月27日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。
3. 上記以外に、無報酬の取締役が1名（社外取締役）おります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

氏名	兼任の職務	兼任先	当社との関係
徳永康雄	取締役	WMP株式会社	取引関係はございません。
	取締役社長	WMパートナーズ株式会社	当社主要株主ではありますが、取引関係はございません。
中里雅光			
太田諭哉	代表取締役	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー	取引関係はございません。
	代表社員	税理士法人スパイラル	取引関係はございません。
	監査役	ナレッジスイート株式会社	取引関係はございません。
	監査役	株式会社ジーンズ	取引関係はございません。
塩瀬篤範	パートナー	東京総合法律事務所	取引関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席の状況	発言状況
取締役	徳永康雄	(取締役会) 16回中16回出席	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役	中里雅光	(取締役会) 16回中16回出席 (監査役会) 14回中14回出席	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。
監査役	太田諭哉	(取締役会) 16回中12回出席 (監査役会) 14回中11回出席	主に公認会計士としての専門的知見から意見を述べるなど、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。
監査役	塩瀬篤範	(取締役会) 16回中16回出席 (監査役会) 14回中14回出席	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的知見から意見を述べるなど、取締役会の職務執行の監査等職務を遂行する上で必要な質問、助言、意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

③社外役員の報酬等の総額

	人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	3名	6,940千円

(注) 1. 上記以外に、無報酬の社外取締役が1名おります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である株式上場申請のためのコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、シャノンMVV (Mission、Vision、Value) を掲げるとともに、「シャノン企業行動規範」を制定し、周知・徹底を図る。
- ② コンプライアンスを推進する体制としてコンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
- ③ 取締役会は、「取締役会規則」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ④ 内部監査チームを組成し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ⑤ 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たってはコンプライアンス委員会が適切に対応する。

<運用状況の概要>

- I. 「シャノン企業行動規範」及び「取締役会規則」、「職務権限規程」等を制定し、すべての取締役、使用人が法令、定款、社内規程及び社会規範等に違反する行為を未然に防止している。
- II. 内部通報制度を整備し、すべての取締役、使用人の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 内部監査チームは、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

<運用状況の概要>

- I. 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議、その他の重要な情報（文書または電磁的媒体）は、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役に報告する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長またはその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ③ 内部監査チーム及び各リスクの担当者（担当部署、組織）は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

<運用状況の概要>

- I. 「リスク管理規程」に従って、当社に関わるリスクの認識、分析を行い適切な対応を行っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。

- ② 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

<運用状況の概要>

- I. 原則として月に一回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っている。また、職務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」により、各組織の職務分掌と各組織の責任と権限を明確化し、組織的かつ効率的な運営を図っている。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社では、グループ会社について、グループ会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとする。
- ② 当社では、「関係会社管理規程」において、グループ会社との協議事項等を定め、適宜、グループ会社からの報告を受けるものとする。
- ③ 当社では、グループ会社に対し倫理・法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、グループ会社の事業内容、規模、議決権比率その他の状況に応じ、各体制、規程等の整備について助言・指導を行うほか、グループ会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- ④ グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。

<運用状況の概要>

- I. グループ経営における業務の適正かつ効率的運営を確保するため、「関係会社管理規程」を定めているほか、子会社の経営意思決定にかかる重要事項については、稟議手続を通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議し決裁がなされている。
- II. グループとしての総合的な発展を図るため、子会社の経営基本事項に関する助言及び指導等を行っている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重する。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。
- ④ 監査役の職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取り扱いをしないことを会社は保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

<運用状況の概要>

- I. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人を指名し、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重することとしている。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ② 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがある時、または取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見した時は、すみやかに監査役に報告するものとする。
- ③ 監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底し、これを「内部通報処理細則」に定めるものとする。

<運用状況の概要>

- I. 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役に報告することを義務付けている。
- II. 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- III. 監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
- ② 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
- ③ 会社は、監査役、会計監査人及び内部監査チームが、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。
- ④ 会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が必要と認める時は、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。

<運用状況の概要>

- I. 代表取締役社長と監査役会は定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っている。
- II. 当社は、監査役会が、独自に弁護士等の外部アドバイザーを活用できる機会を保証している。

連結貸借対照表

平成29年10月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	599,704	流 動 負 債	429,997
現金及び預金	234,436	支払手形及び買掛金	59,152
受取手形及び売掛金	262,303	一年内返済予定の長期借入金	173,208
仕掛品	24,622	未払金	36,739
その他	78,426	未払法人税等	4,381
貸倒引当金	△83	賞与引当金	23,145
固 定 資 産	426,208	繰延税金負債	480
有形固定資産	48,921	その他	132,889
建物	41,130	固 定 負 債	238,649
減価償却累計額	△8,497	長期借入金	238,649
建物（純額）	32,632	負 債 合 計	668,646
工具、器具及び備品	79,886	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△63,598	株 主 資 本	355,344
工具、器具及び備品 （純額）	16,288	資本金	383,735
無形固定資産	246,475	資本剰余金	304,447
ソフトウェア	203,794	利益剰余金	△332,554
ソフトウェア仮勘定	42,522	自己株式	△282
その他	158	その他の包括利益累計額	1,922
投資その他の資産	130,811	為替換算調整勘定	1,922
敷金	57,256	純 資 産 合 計	357,266
保険積立金	72,428	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,025,913
その他	11,153		
貸倒引当金	△10,026		
資 産 合 計	1,025,913		

連結損益計算書

自 平成28年11月1日
至 平成29年10月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,586,714
売上原価		717,416
売上総利益		869,297
販売費及び一般管理費		918,145
営業損失		48,847
営業外収益		
受取利息	104	
助成金収入	400	
生命保険解約返戻金	397	
その他	290	1,192
営業外費用		
支払利息	4,611	
為替差損	1,161	
株式交付費	5,580	
株式公開費用	3,205	
その他	260	14,819
経常損失		62,474
特別損失		
減損損失	240,589	240,589
税金等調整前当期純損失		303,064
法人税、住民税及び事業税	1,246	
法人税等調整額	21,711	22,957
当期純損失		326,022
親会社株主に帰属する当期純損失		326,022

連結株主資本等変動計算書

自 平成28年11月1日
至 平成29年10月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	264,710	185,422	△6,532	—	443,599
当期変動額					
新株の発行	119,025	119,025			238,050
親会社株主に帰属する当期純損失			△326,022		△326,022
自己株式の取得				△282	△282
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	119,025	119,025	△326,022	△282	△88,255
当期末残高	383,735	304,447	△332,554	△282	355,344

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	119	119	443,719
当期変動額			
新株の発行			238,050
親会社株主に帰属する当期純損失			△326,022
自己株式の取得			△282
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,802	1,802	1,802
当期変動額合計	1,802	1,802	△86,452
当期末残高	1,922	1,922	357,266

貸借対照表

平成29年10月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	575,760	流 動 負 債	426,789
現金及び預金	200,818	買掛金	59,152
受取手形	7,200	一年内返済予定の長期借入金	173,208
売掛金	255,103	未払金	37,650
仕掛品	24,622	未払費用	25,118
前渡金	6,127	未払法人税等	4,381
前払費用	65,583	前受金	46,450
その他	16,388	預り金	44,860
貸倒引当金	△83	賞与引当金	20,000
		繰延税金負債	480
		その他	15,485
固 定 資 産	444,216	固 定 負 債	238,649
有形固定資産	48,842	長期借入金	238,649
建物	41,130	負 債 合 計	665,438
減価償却累計額	△8,497	純 資 産 の 部	
建物 (純額)	32,632	株 主 資 本	354,539
工具、器具及び備品	78,650	資本金	383,735
減価償却累計額	△62,441	資本剰余金	304,447
工具、器具及び備品 (純額)	16,209	資本準備金	304,447
無形固定資産	246,475	利益剰余金	△333,360
ソフトウェア	203,794	その他利益剰余金	△333,360
ソフトウェア仮勘定	42,522	繰越利益剰余金	△333,360
商標権	158	自己株式	△282
投資その他の資産	148,898	純 資 産 合 計	354,539
関係会社出資金	20,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,019,977
敷金	55,343		
保険積立金	72,428		
その他	11,153		
貸倒引当金	△10,026		
資 産 合 計	1,019,977		

損益計算書

自 平成28年11月1日
至 平成29年10月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,586,714
売上原価		726,607
売上総利益		860,106
販売費及び一般管理費		910,363
営業損失		50,257
営業外収益		
受取利息	3	
助成金収入	400	
生命保険解約返戻金	397	
その他	267	1,068
営業外費用		
支払利息	4,611	
為替差損	2,038	
株式交付費	5,580	
株式公開費用	3,205	
その他	260	15,696
経常損失		64,885
特別損失		
減損損失	272,861	272,861
税引前当期純損失		337,746
法人税、住民税及び事業税	1,246	
法人税等調整額	21,711	22,957
当期純損失		360,704

株主資本等変動計算書

自 平成28年11月1日
至 平成29年10月31日

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計
当期首残高	264,710	185,422	185,422
当期変動額			
新株の発行	119,025	119,025	119,025
当期純損失			
自己株式の取得			
当期変動額合計	119,025	119,025	119,025
当期末残高	383,735	304,447	304,447

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
当期首残高	27,344	27,344	—	477,476	477,476
当期変動額					
新株の発行				238,050	238,050
当期純損失	△360,704	△360,704		△360,704	△360,704
自己株式の取得			△282	△282	△282
当期変動額合計	△360,704	△360,704	△282	△122,937	△122,937
当期末残高	△333,360	△333,360	△282	354,539	354,539

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年12月15日

株式会社 シャノン
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片岡久依 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村陽介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シャノンの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。又、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年12月15日

株式会社 シ ャ ノ ン
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片 岡 久 依 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 村 陽 介 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャノンの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。又、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月15日

株式会社シャノン

常勤監査役 中 里 雅 光 ㊞
監 査 役 太 田 諭 哉 ㊞
監 査 役 塩 瀬 篤 範 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区芝五丁目29番14号 田町日工ビル
T K P 田町カンファレンスセンター



[交通のご案内]

- J R (山手線・京浜東北線) 田町駅 三田口 (西口) より徒歩5分
- 地下鉄 (都営浅草線・都営三田線) 三田駅 A3出口より徒歩5分
- 会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関などをご利用願います。